

ご存じですか？労働委員会

～雇用のトラブル まず相談～



まずは、お気軽にご相談ください

無料・秘密厳守 事業主もご利用いただけます！

賃金、解雇、いじめなど 労働問題全般についてのご相談は

労働に関する様々な悩みや疑問について、アドバイスや解決機関の紹介など、より良い解決方法をご提案します。

山梨県労働委員会	甲府市丸の内1-6-1 県庁北別館3階	電話 055-223-1827
中小企業労働相談所		
(県民生活センター内)	甲府市飯田1-1-20 山梨県JA会館5階	電話 055-223-1366
(県民生活センター地方相談室内)	都留市田原3-3-3 南都留合同庁舎1階	電話 0554-45-5038

雇用のトラブルの解決援助(あっせん)を受けたい方は

弁護士、労働組合の役員、会社経営者など 現場の労使関係に精通し、経験豊かな労働委員が間に入り、話し合いによるトラブルの解決を援助します。

山梨県労働委員会 電話 055-223-1827
ホームページ <http://www.pref.yamanashi.jp/roudou-iin/toppage.html>

山梨 労働サポート 検索

相談日時 月曜日～金曜日(平日) 午前8時30分～午後5時



労働相談では こんな相談にお答えします

- Q 1. 仕事がなく休業を命じられました。給料はもらえませんか？
- Q 2. 経営が苦しいという理由で、給料を払ってもらえません。
会社が倒産したら、未払いの給与や退職金はどうなりますか？
- Q 3. 営業車で資材を搬送中、納入先のシャッターを壊してしまいました。
修繕費の全額を毎月の給料から天引きされています。
- Q 4. 月給が求人広告の内容と違っていました。 どうしようもないですか？
- Q 5. 傍から見ると和気あいあいと楽しい雰囲気職場に見えますが、
実態はセクハラが日常的に行われています。 会社は対応してくれません。



あっせんでは こんな解決事例があります

★・・「あっせん」とは、話し合いによる雇用のトラブルの解決援助制度です。

【あっせんの申請】

申請者は、会社にパートとして9年間勤務。新たに就任した役員と口論となり、申請者の仕事を別の社員に全て移行され、その後年度末での雇止めを通告されました。申請者は会社に契約更新のお願いを書留で送り、労働委員会にあっせんを申請しました。

【あっせんの結果】

あっせん員の説得の結果、会社は申請者とのコミュニケーション不足を認め、雇止めを撤回する意向を示しました。しかし、申請者は職場に戻りにくい状況であったため、最終的に会社が解決金を支払うことで問題解決となりました。

